

(仮称)丸亀田村商業施設 (No.1118)

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により述べられた意見の概要を同条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和3年2月4日 香川県知事 浜田 恵造

- 1 意見の対象となった届出に係る公告  
令和3年9月28日香川県公告  
(大規模小売店舗立地法の規定による新設の届出)
- 2 意見の対象となった届出に係る大規模小売店舗の名称及び所在地  
(仮称)丸亀田村商業施設  
丸亀市田村町695番地 外
- 3 法第8条第1項の規定により丸亀市から聴取した意見の概要  
(意見の概要)
  - ・ 上流からの用排水の流れの妨げとならないこと。
  - ・ 水路への排水計画については、地元水利と協議のこと。
  - ・ 周辺農地の耕作環境維持に配慮願う。
  - ・ 周辺農地に係る営農条件に支障を及ぼすことがないよう配慮すること。
  - ・ 大規模小売業は丸亀市公害防止条例施行規則の工場等の指定業種に該当するため、必要な届出を行うこと。また、周辺の環境に配慮し、特に夜間騒音については、規制基準を満足させること。
  - ・ 駐車場の設置にあたり、駐車場法施行令に定める技術的基準に適合させること。
  - ・ 大型車等の通行で市道が損傷した場合は、原因者で早急に復旧すること。
  - ・ 通行により、土砂等で市道や水路を汚した場合は、早急に清掃を行うこと。
  - ・ 右折入庫、右折出庫が行われ、その結果、事故及び渋滞が起きた場合は対応すること。
- 4 意見書の縦覧場所及び縦覧期間  
縦覧場所： 香川県商工労働部経営支援課 及び 丸亀市産業文化部産業観光課  
縦覧期間： 令和4年2月4日から令和4年3月4日まで